

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号で告示した所沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和六年三月一日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 施行者の名称

所沢市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画下水道事業所沢公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から令和七年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

##### イ 分流区域

##### (1) 汚水

##### (一) 収用の部分 変更なし

##### (二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第五百一十一号、平成三十一年埼玉県告示第二百四十四号、令和二年埼玉県告示第二百五十号及び令和五年埼玉県告示第三百八十六号の事業地のうち、林一丁目地内において事業地を変更する。

##### (2) 雨水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分

昭和四十七年埼玉県告示第四百五十三号、昭和四十八年埼玉県告示第七百一号、昭和五十年埼玉県告示第五百十五号、昭和五十一年埼玉県告示第九百六十九号、昭和五十三年埼玉県告示第千五百九十二号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十四号、昭和五十五年埼玉県告示第四百五十七号、昭和五十七年埼玉県告示第九百三十四号、昭和六十一年埼玉県告示第千三百三十四号、昭和六十二年埼玉県告示第二千三十四号、平成元年埼玉県告示第六百三十七号、平成三年埼玉県告示第六百四十五号、平成五年埼玉県告示第三百七十一号、平成八年埼玉県告示第九百六十九号、平成十三年埼玉県告示第五百十五号、平成十四年埼玉県告示第千六百十九号、平成十九年埼玉県告示第六百七号、平成二十六年埼玉県告示第千二百二十四号、平成二十九年埼玉県告示第千二百二十七号、平成三十年埼玉県告示第五百一十一号平成三十一年埼玉県告示第二百四十四号、令和二年埼玉県告示第二百五十号及び令和五年埼玉県告示第三百八十六号の事業地に、林一丁目の一部を加える。

ロ 合流区域

(1) 汚水

(一) 収用の部分  
変更なし

(二) 使用の部分  
変更なし